令和５年７月３日　１４：００発表

中部運輸局自動車交通部

連絡先：
中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官　久世、福井
TEL ０５２－９５２－８０８２
中部運輸局 福井運輸支局
輸送・監査担当　下平、浅沼
TEL ０７７６－３４－１６０２

乗合バス事業者に文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して、文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

１．対象事業者及び営業所
事業者名：大和交通　株式会社　（代表取締役　村田　治夫）
住　　所：福井県小浜市遠敷８丁目５０２番１２
営 業 所：名田庄営業所（福井県大飯郡おおい町名田庄三重３２－４８－１）

２．行政処分等の概要
処 分 日：令和５年７月３日
処分内容：文書警告

３．監査端緒

令和４年１０月５日、福井県小浜市遠敷の市道交差点において、右折しようとしたところ直進方向に進行してきた原動機付自転車と接触し、原動機付自転車の運転手が重傷となる事故報告を受けたことから、監査を実施したもの。

４．主な違反内容及び違反条項

（１）主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
（道路運送法第２７条第３項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

５．行政処分事業者に対する違反点数付与状況
・当該行政処分により付された違反点数　　０点
・当該事業者の累積違反点数　　０点